

(3) 地域社会における環境学習

《基本的役割》

地域には、学校や事業者、自治会、子ども会、婦人会、老人会などをはじめ、環境保全活動に取り組む民間団体など、いろいろな活動目的をもつ様々な団体があり、緑化活動や美化活動、リサイクル活動など多様な活動が展開されています。地域は、同じ生活空間や環境を有しているため、環境についての共通認識をもちやすく、環境活動を起こしやすい条件が整っています。また、様々な人間関係、社会関係の機会をもつ地域は、子どもたちにとって、社会的なルールや実際的な知恵を学ぶ場として、重要な役割を担っています。

地域ぐるみの環境活動などを通して、地域住民一人ひとりの環境意識を育て、地域から行動していく実践力を培っていく役割が期待されます。



●緑化ボランティアなどを育てる講習会の実施風景



●ボランティアによる樹林地の保全活動の様子

《環境学習の取組の方向性》

①地域環境の現状を把握します

- グループや各種団体などで、地域の自然環境や地域文化について調べることを通して、地域固有の環境の価値を再認識します。
- グループや各種団体などで、ごみの散乱、水質汚濁、大気汚染など、身近な生活環境を点検したり、改善策などについて話し合います。

②地域社会での取組を実践します

- 子どもたちに、地域の自然とふれあう機会や地域を知る機会、農業体験などを通して自然と共生する地域文化を継承する機会を提供します。
- 緑化活動や花いっぱい活動、樹林地・里山管理活動など、環境保全活動を進めます。
- 地域ぐるみで、美化活動、リサイクル活動などに取り組みます。
- 省資源・省エネルギー、廃棄物の減量などの具体的な方法について学ぶ機会を提供し、具体的な活動実践に結びつけます。

③青少年の主体的な参加を促します

- 地域の環境行事の企画に青少年を参画させるなど、環境保全活動を行う青少年の仲間づくりを支援します。

④様々な地域の活動を結びつけます

- 学習や活動を実施する際には、地域住民だけでなく、関係する団体や事業者、学校、行政との連携を進め、できるだけ多くの人の参加を呼びかけます。
- 地域で各団体やグループが取り組んでいる様々な活動について、互いに情報を共有し、連携を深めます。

(4) 事業者における環境学習

《基本的役割》

事業者は、その活動が地域の環境や地球環境に深くかかわっていることを認識し、環境への負荷の少ない事業活動を展開する必要があります。そのために、事業者には、職場全体で環境対策に取り組むことができるよう、従業員に対し積極的に環境学習を行う役割が求められます。

また、環境に配慮した製品・サービスの開発や提供などの事業活動を通じて、社会経済システムの転換に寄与するとともに、一般の消費者を環境保全の方向に誘導する役割もあります。

さらに、地域社会の一員として、地域における様々な活動に入材や資材、施設の提供を行うなど、地域における環境学習や環境保全活動への参加や支援が求められます。



《環境学習の取組の方向性》

①従業員の環境学習の機会を広げます

- 様々な学習機会を設け、環境保全に対する方針、事業活動に伴う環境影響などに関する従業員の理解を深めます。
- 従業員に対する環境学習を計画的に実施します。

②事業活動の環境への負荷の低減に積極的に取り組みます

- 環境管理システムの構築に取り組み、環境に配慮した事業活動を組織全体で進めます。
- 環境に配慮した製品・サービスの開発・購入・使用を進めます。
- 各事業者の環境への取組について、消費者に積極的に情報発信し、消費者の環境意識の向上を図ります。
- 取引先や関連会社に対して環境に配慮した取組を促します。

③地域の一員として様々な活動への参加・支援を行います

- 従業員が地域の環境学習や環境保全活動に参加しやすい社内環境を整備します。
- 市や環境関連団体などが主催する環境学習会や、地域の環境保全活動に積極的に参加・支援します。
- 事業者がもつ施設・情報・技術・人材等を、地域や学校での環境学習や環境保全活動に提供します。

(5) 行政における環境学習

《基本的役割》

行政自らが、地域の一事業者として、事業活動における環境への負荷の低減に努める必要があります。そのためには、職員一人ひとりの意識を高めることが重要であり、研修の実施等により全庁をあげた環境学習を行います。

また、環境問題が多様化し、行政以外の主体の役割が重要なになってきたことで、行政の果たすべき役割は、従来の主導的なものに加え、調整的、支援的なものが求められています。

具体的には、情報の提供、環境学習を担う人材の育成や環境学習プログラムの整備、学習の機会や場の提供、さらには各主体間の連携の促進など、市民や家庭、学校、地域、事業者の主体的な環境学習や環境保全活動を支援する役割が、行政には求められます。



《環境学習の取組の方向性》

①一事業者として積極的に環境保全活動に取り組み、環境への負荷の低減に努めます

○職員の環境研修を実施し、職員一人ひとりの環境への理解や認識を深めます。

○ISO14001や府内環境配慮行動計画に基づいて、環境に配慮した事業活動を組織全体で進めます。特に、「省エネルギー・省資源の推進」、「廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進」、「グリーン購入の推進」、「公共工事のグリーン化の推進」、「環境に配慮したイベントの推進」の項目については、重点的に取り組みます。

○環境団体などが主催する環境学習会や、地域の環境保全活動に積極的に参加します。

②環境学習を支援する施策を推進します

○環境情報及び環境学習情報を積極的に収集・提供するとともに、環境学習や環境保全活動、環境問題に関する普及啓発を推進します。

○環境学習や地域の環境保全活動の推進役となる人材を育成し、その活用を図ります。

○野外環境学習とともに、日常生活や社会活動において環境負荷の少ない行動様式を啓発する学習手法などの開発・整備、学習機会と場の提供を積極的に進めます。

○各主体の環境学習に対して、情報の提供、人材の派遣、学習教材・資機材の提供など、必要な支援措置を講じます。

○市民、学校、地域社会、事業者、行政など、様々な主体の人材、情報、活動などをネットワークでつなぎ、各主体の立場や能力に応じた協力関係を築きます。

○行政内部及び環境学習関連施設やフィールドの連携を図り、これらが実施する様々な環境学習関連の施策や事業をつなぐことにより、環境学習を効果的に進めます。